

深浦町各種支援制度一覧表



町が用意している各種支援制度をまとめましたので、ご活用ください。
対象者や支援内容につきましては、記載しきれていない部分もありますので、
それぞれ担当課等に問合せください。

問合せ電話番号	総務課 :0173-74-2112	総合戦略課:0173-74-2122
	町民課 :0173-74-2115	福祉課 :0173-74-2117
	健康推進課:0173-82-0288	地域包括支援センター:0173-74-4421
	農林水産課:0173-74-4411	観光課 :0173-74-4412
	建設水道課:0173-74-4413	教育委員会:0173-74-4419



深 浦 町

令和8年4月

NO	事業名	区 分							対象者	支援内容 (対象経費)	支援額 補助率等	R8予算額	担当課等
		暮らし	移住定住	子育て	健康	産業振興	高齢者	その他					
1	災害見舞金交付事業	○							火災又は暴風、豪雨、地震その他の異常な自然現象による災害により、住家について被害を受けた者	災害見舞金	【火災等】 全焼 100千円ほか 【自然災害】 全壊 100千円ほか	200	総務課
2	被災者生活再建支援金支給事業	○							【限定】 令和4年8月の大雨等により被害を受けた世帯	生活再建支援金	複数世帯300千円 単身世帯225千円	0	総務課
3	特定空家解体費補助事業	○							特定空家の所有者等	特定空家の解体費用	対象経費の1/2、上限300千円	600	総務課
4	準特定空家解体費補助事業 (準特定空家とは特定空家以外の空き家)	○							準特定空家の所有者等	準特定空家の解体費用	対象経費の1/3、上限300千円	3,900	総務課
5	消防団員準中型自動車運転免許取得事業費補助金交付事業							○	車両総重量3.5トン以上の消防車両の運転に必要な準中型自動車運転免許を取得する消防団員	免許取得に要する経費	2分の1 上限100千円	200	総務課
6	移住支援金		○						住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上東京23区内に在住ほか	青森県と共同して行う深浦町移住支援事業において、東京圏(埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。)から深浦町に移住した者が、移住支援金の支給要件を満たした場合に、予算の範囲内において移住支援金を交付	世帯の場合100万円、 単身の場合60万円 18歳未満の者一人につき、令和4年4月1日以降に転入した場合は30万円、令和5年4月1日以降に転入した場合は100万円を加算	3,000	総合戦略課
7	新生活応援金		○						住民票を移す直前の5年間のうち、通算2年6月以上県外に在住ほか	深浦町新生活応援金交付要綱に基づき、県外から深浦町に移住した者が、新生活応援金の支給要件を満たした場合に、予算の範囲内において新生活応援金を交付(移住支援金との併給は不可)	世帯の場合25万円、 単身の場合15万円 18歳未満の者一人につき、25万円を加算	2,050	総合戦略課
8	空き家バンク物件登録推進奨励金	○	○						空き家バンクに物件登録した空き家の所有者	五所川原圏域空き家バンク等への空き家の登録を促進することを目的	登録物件1件につき5万円	600	総合戦略課
9	空き家バンク利活用促進事業補助金	○	○						五所川原圏域空き家バンク等を利用して町に移住・定住を希望する者	【リフォーム等補助金】 空き家バンクに登録された物件1年以内に、建物の増改築又は修繕を行った購入者、賃借者 【家財等処分補助金】 空き家バンクに登録された物件 家財等を片付けた所有者等	対象経費の2分の1以内で30万円を上限とする 対象経費の実費相当 上限5万円	600 100	総合戦略課
10	地域の魅力向上支援事業							○	町内の住民グループなど	地域活性化につながる公益的な事業実施に必要な経費	対象経費の4/5、上限500千円	500	総合戦略課
11	資格取得支援事業費補助金交付事業		○					○	深浦町に住所を有する75歳未満の方	仕事や就職に役立つ資格や免許を取得するために要した経費	対象経費の1/2、上限100千円	500	総合戦略課
12	若者等住宅整備支援補助金	○	○	○					若者等世帯(婚姻5年以内又は18歳以下の子どもと同居)、移住世帯	【新築、購入】 【リフォーム】	新築工事又は購入費の25%、上限500千円 リフォーム経費の5%、 上限100千円 (建設水道課所管リフォーム補助金に上乘せ)	1,500 500	総合戦略課
13	民間住宅家賃補助	○	○	○					新婚世帯、子育て世帯及び移住世帯の世帯主	新婚世帯、子育て世帯及び移住世帯が民間住宅を賃貸して入居する費用の一部補助	家賃から住宅手当を控除した額の1/2又は1/3 上限:新婚世帯及び移住者15千円/月、子育て世帯25千円/月	960	総合戦略課

NO	事業名	区分							対象者	支援内容 (対象経費)	支援額 補助率等	R8予算額	担当課等
		暮らし	移住定住	子育て	健康	産業振興	高齢者	その他					
14	若年者等雇用促進奨励金交付事業		○						若年者又は新卒者等を常用労働者として雇用した事業主	若年者又は新卒者等を雇用した時の人件費等	若年者等労働者1人につき、年額200千円とし、その者が新卒者の場合は、100千円加算若年者等以外の労働者1人につき、年額100千円	2,000	総合戦略課
15	あおもりマッチングシステム「AI(あい)であう」利用登録料助成券交付事業	○	○						あおもりマッチングシステム「AI(あい)であう」に新規で利用登録する見込みの町民	あおもりマッチングシステム「AI(あい)であう」利用登録料	あおもりマッチングシステム「AI(あい)であう」の利用登録料上限10千円	100	総合戦略課
16	高齢者運転免許証自主返納支援事業							○	満年齢70歳以上の運転免許証を自主返納した者	運転経歴証明書の交付手数料及び申請に伴う写真代金を補助	運転経歴証明書交付手数料1,150円 証明写真代1,000円	41	町民課
17	生ごみ処理機器購入費補助金交付事業	○							町内在住の生ごみ処理機器購入者	生ごみ処理機器購入費用	【生ごみ処理容器】 購入費の1/2 【電動式生ごみ処理機】 購入費の1/3 上限30千円	50	町民課
18	自転車用ヘルメット購入費補助事業	○		○				○	児童(18歳以下)及び高齢者(65歳以上)	ヘルメット購入費用	購入費の1/2 上限3千円	60	町民課
19	し尿収集運搬事業費補助事業							○	管内のし尿収集運搬事業者でし尿処理業の許可を受けた者	し尿収集運搬に係る燃料費等を補助	収集運搬1往復につき 4,600円	2,781	町民課
20	子ども医療費給付事業			○	○				深浦町に住所を有する満18歳以下の者(18歳に達した日以後の最初の3月31日までの者)	医療保険各法の規定により被保険者等が負担することとなる費用相当を支援	医療保険各法の規定により被保険者等が負担することとなる費用相当額	15,600	福祉課
21	高齢者交通安全杖支給事業	○						○	町に住所を有する65歳以上の者	交通安全用の杖を支給	交通安全杖支給	0	福祉課
22	緊急通報装置等(福祉安心電話)貸与事業	○						○	ひとり暮らし老人等	緊急通報装置を貸与	緊急通報装置を貸与	社会福祉協議会に委託	福祉課
23	長寿百歳祝金等支給事業							○	百歳に達した日まで、引き続き深浦町に20年以上住所を有している者	100歳祝金	祝金等の支給額は、100千円以内の範囲内で、町長が別に定める	700	福祉課
24	敬老祝金支給事業							○	深浦町に引き続き1箇年以上居住し、当該年度中に88歳に到達する高齢者	88歳祝金	10千円	990	福祉課
25	障害者日常生活用具給付等事業	○						○	障害者等	障害者等に対し、日常生活用具を給付又は貸与	各種介護・訓練支援用具等(一部自己負担)	3,200	福祉課
26	障害者自動車改造費用等助成事業	○						○	自ら所有し運転する自動車の一部を改造する、自動車運転免許取得する障害者手帳の交付を受けている者	自動車改造費用、自動車運転免許取得費用	100千円を上限	100	福祉課
27	身体障害者手帳未所持者の補聴器購入費助成事業	○						○	18歳以上の身体障害者手帳の交付対象とならない難聴者	補聴器購入費用を助成	50千円を上限	350	福祉課
28	長期不就労者等支援事業	○						○	町内に住所を有するおおむね18歳以上60歳未満の者で、6月以上家庭内にとどまっている者	対象者の就労訓練を受け入れる協力事業所への委託経費	就労訓練に係る費用の2分の1を協力事業所に對して支払う	130	福祉課
29	出産祝金支給事業		○	○					出生後最初の住民基本台帳の登録が深浦町である者の父又は母	出産祝い金	1人につき100千円	1,500	健康推進課
30	保育所等副食費無償化事業費補助金								保育所等	保護者が負担すべき特定教育・保育施設において提供されるおかず・おやつの実費相当	対象経費の全額(1人当たり月額4,900円)	2,470	健康推進課
31	保育所等主食費無償化事業費補助金	○		○					保育所等	3～5歳児にかかる主食費(ご飯、パン、麺)を補助	対象経費の全額(1人あたり3,000円)	2,124	健康推進課

(単位:千円)

NO	事業名	区分							対象者	支援内容 (対象経費)	支援額 補助率等	R8予算額	担当課等
		暮らし	移住定住	子育て	健康	産業振興	高齢者	その他					
32	保育料無償化事業			○					保護者・保育所等	R8.4月から0～2歳児の保育料を無償化し、全ての児童分の保育料無償化	対象経費の全額	5,010 (R8拡大部分)	健康推進課
33	子育て応援入学卒業祝金事業			○					小学校入学、小学校卒業、中学校卒業の保護者	小学校入学時、小学校卒業および中学校卒業時にかかる経費を支援するため祝金として保護者に支給する	児童生徒一人あたり100,000円	7,800	健康推進課
34	周産期母子医療センター入院児面会支援助成事業			○	○				NICU(新生児特定集中治療室)またはGCU(新生児治療回復室)に入院している新生児をもつ産婦	NICU(新生児特定集中治療室)またはGCU(新生児治療回復室)に入院している新生児をもつ産婦がNICU又はGCUに入院する新生児に面会するために負担した交通費及び宿泊費	対象経費全額	30	健康推進課
35	妊婦歯科健康診査費助成事業			○	○				町内に住所を有する妊娠12週から27週の妊婦	対象者が受診した歯科健診経費	助成対象経費の実支出額と5千円のいずれか低い額	50	健康推進課
36	風しん予防接種費用等助成事業			○	○				町内に住所を有する妊娠を予定又は希望している者等	風しん抗体検査及び予防接種の費用	抗体検査は5千円を上限、予防接種は9千円をそれぞれ上限に助成	28	健康推進課
37	乳幼児健康診査費の助成費(集団健診)			○	○				町が実施する乳幼児健診の対象児	R7年度からは、集団健康診査として深溝診療所に支払う委託料(R2年度～R6年度は、個別健康診査で、委託医療機関へ支払った)	対象経費全額	220	健康推進課
38	新生児聴覚検査事業			○	○				新生児聴覚スクリーニング検査を受けた新生児の保護者	委託医療機関が行った検査費用 →支払先は委託医療機関	自動ABR 1回につき8,500円、OAE 1回につき5,000円を上限	90	健康推進課
39	子どものインフルエンザ任意予防接種助成事業			○	○				町内に住所を有する生後6か月から年度末の年齢が18歳以下の方	インフルエンザ任意予防接種経費	注射ワクチンは接種1回につき2,500円(上限)助成。点鼻ワクチンは1人5,000円(上限)助成。	650	健康推進課
40	おたふくかぜ予防接種助成事業			○	○				町内に住所を有する1歳～3歳未満の者	おたふくかぜ予防接種経費	1人1回に限り5,000円を上限	100	健康推進課
41	予防接種事業			○					接種項目毎に規定		41,237	健康推進課	
42	妊婦のための支援給付事業			○	○				妊娠している者		妊婦給付認定を受けた者に50千円、胎児の数を届出た者に50千円	2,000	健康推進課
43	禁煙外来治療費助成金交付事業			○					医療機関の禁煙外来において禁煙治療を完了した者	禁煙治療に要した経費のうち本人負担額	対象経費の1/2 上限30千円	60	健康推進課
44	がん検診初回精密検査費助成事業			○					町が行う胃・大腸・肺・乳・子宮頸がん検診において「要精密検査」となった者(当町では年齢制限なし)	初回精密検査費用	胃がん 1人上限5,000円 大腸がん1人上限6,000円 肺がん 1人上限6,000円 乳がん 1人上限4,000円 子宮頸がん 1人上限3,000円	1,076	健康推進課
45	未熟児養育医療給付事業			○	○				未熟児であって、医師が入院養育を必要と認めたもの	入院を要する医療費	対象経費全額	200	健康推進課
46	妊婦健診アクセス支援事業			○	○				住所地から妊婦健診が実施可能な産科医療機関等まで概ね60分以上の移動時間を要する妊婦	住所地から妊婦健診が実施可能な産科医療機関等までの移動に要した費用(往復分)	移動に要した費用の8割	566	健康推進課

NO	事業名	区分							対象者	支援内容 (対象経費)	支援額 補助率等	R8予算額	担当課等
		暮らし	移住定住	子育て	健康	産業振興	高齢者	その他					
47	妊婦分娩取扱施設アクセス支援事業			○	○				住所地から最も近い分娩取扱施設まで概ね60分以上の移動時間を要する妊婦	住所地から最も近い分娩取扱施設まで往復するために要した費用	移動に要した費用の8割	65	健康推進課
48	妊産婦及び乳児一般健康診査助成事業			○	○				町内に住所を有する妊婦、産婦、乳児の保護者	委託医療機関が行った検査費用 →支払先は委託医療機関	検査項目毎に規定	2,502	健康推進課
49	妊産婦及び乳児一般健康診査精密検査費用の助成			○	○				受診医療機関で精密検査を要すると判断された妊婦、乳児	委託医療機関が行った検査費用 →支払先は委託医療機関	医療機関が行った精密検査費用のうち、保険適用後の本人負担額	10	健康推進課
50	乳幼児健康診査の助成費(個別健診)			○	○				町が実施する乳幼児健診の対象児	町が実施する集団健康診査日に何らかの事情で受診できなかった児に対して医療機関で個別受診し支払う費用	対象経費の全額	33	健康推進課
51	乳幼児健康診査精密検査費用の助成			○	○				町が実施する集団健康診査を受診した乳幼児で、精密検査を要する児	医療機関が行った精密検査に要した費用のうち、保険適用後の本人負担額	対象経費の全額	70	健康推進課
52	乳幼児発達精密健康診査			○	○				乳幼児健康診査で、精密健康診査が必要と判断された児、家庭および保育現場等で、理解・情緒面等で問題を感じ、児のより良い発達支援のために、精密健康診査が必要と判断された児	公認心理師による検査及び保護者への養育についての助言に係る費用	対象経費の全額(検査費用無料自己負担なし)	118	健康推進課
53	各種成人健(検)診の無料化				○				①特定健診 国保40～74歳 ②後期高齢者健康診査 後期高齢者医療加入者 ③生活保護受給者の健康診査 40歳以上 ④胃がん検診 40歳以上 ⑤肺がん検診 40歳以上 ⑥大腸がん検診 40歳以上 ⑦子宮頸がん検診 20歳以上(女性) ⑧乳がん検診 40歳以上(女性) ⑨骨密度検診 40・45・50・55 60・65・70歳(女性) ⑩肝炎ウイルス検査 40・45・50・55 60・65・70歳 ⑪40歳未満健康診査 19～39歳の国保、社保被扶養者、生活保護	各種健(検)診費用	①特定健診 集団健診10,637円 個別健診8,822円～12,056円 ②後期高齢者健康診査 集団健診10,417円 個別健診8,602円～11,836円 ③生活保護受給者の健康診査 集団健診10,417円～10,637円 個別健診8,602円～12,056円 ④胃がん検診 8,800円 ⑤肺がん検診 2,475円 ⑥大腸がん検診 1,870円 ⑦子宮頸がん検診 集団検診5,500円 個別検診8,536円 ⑧乳がん検診 集団検診3,960円～5,500円 個別検診7,282円～8,500円 ⑨骨密度検診 2,200円 ⑩肝炎ウイルス検査 2,640円 ⑪40歳未満健康診査 10,637円	30,739	健康推進課
54	がん患者補整具購入費助成事業				○				がん治療による脱毛、乳房切除等により補整具を購入した者	ウィッグ等や乳房補整具の購入費用	助成対象経費の1/2(上限30千円)	180	健康推進課
55	中学生生活習慣病予防健診			○	○				町内に住所を有する、当該年度の中学2年生のうち、同意を得られた者	血液検査に要する費用 →支払先は委託医療機関	1人 7,502円	226	健康推進課

(単位:千円)

NO	事業名	区分							対象者	支援内容 (対象経費)	支援額 補助率等	R8予算額	担当課等
		暮らし	移住定住	子育て	健康	産業振興	高齢者	その他					
56	骨髄移植ドナー支援事業助成金交付				○				骨髄又は末梢血管細胞提供者(以下ドナーという)となった者及びその者が勤務する事業所	ドナー:骨髄等の提供に要した日数に1日当たり20千円とする 事業所:ドナー休暇制度を有する事業所に対し、ドナーが取得した場合1日当たり10千円とする	ドナー:20千円×7日間を上限とする 事業所:10千円×ドナー休暇制度を取得した日数7日間を上限とする	105	健康推進課
57	歯周疾患検診事業				○				当該年度内に20、30、40、50、60、70歳に達する者	委託医療機関で検診を受診した者が負担する費用 →支払先は委託医療機関	1人 5,000円	200	健康推進課
58	禁煙チャレンジ事業				○				町内に住所を有する20歳から74歳までの喫煙者	保健師との面談及び禁煙補助薬の使用等により禁煙支援を行う	1人当たり24千円のニコチンパッチ	72	健康推進課
59	脳ドック事業				○				40～74歳の国保被保険者	受診者は、検査費用から助成額を引いた額を医療機関に支払う。 R8.8月頃から実施予定	1人当たり15千円	1,500	健康推進課
60	産婦健診交通費助成事業			○	○				住所地から産婦健診が実施可能な医療機関等までの概ね60分以上の移動時間を要する産婦	住所地から産婦健診が実施可能な医療機関等までの移動に要した費用(往復分)	移動に要した費用の8割	81	健康推進課
61	乳幼児健診交通費助成事業			○	○				住所地から乳幼児健診が実施可能な医療機関等までの概ね60分以上の移動時間を要する者	住所地から乳幼児健診が実施可能な医療機関等までの移動に要した費用(往復分)	移動に要した費用の8割	51	健康推進課
62	不妊治療交通費助成事業			○	○				住所地から不妊治療が実施可能な医療機関等までの概ね60分以上の移動時間を要する者	住所地から不妊治療が実施可能な医療機関等までの移動に要した費用(往復分)	移動に要した費用の8割	63	健康推進課
63	産後ケア事業			○	○				町内に住所を有する産後1年未満の産婦と乳児	受託事業者の助産師が自宅等を訪問し、授乳指導や育児支援等を行う。 対象経費のうち、課税世帯は500円自己負担(ただし、非課税、生活保護世帯は無料)し、その差し引いた額が委託料として支払う。	課税世帯:対象経費から500円差し引いた額 非課税及び生活保護世帯:対象経費の全額	51	健康推進課
64	幼児歯科健診及びフッ素塗布助成事業				○				3歳児歯科健診後から小学校就学前まで	対象者が受診した歯科健診及びフッ素塗布経費	助成対象経費の実支出額と5千円のいずれか低い額	30	健康推進課
65	生きがい活動支援通所事業(保険外デイサービス)					○			おおむね65歳以上の介護保険要介護(要支援)相当の要援護高齢者で通所による介護予防・生活指導が必要とされる者	通所(週1回を限度)による日常生活に対する次の指導及び支援を行い要介護状態等の進行を予防する。 ①入浴サービス ②給食サービス ③生活管理指導 ④日常生活動作訓練 ⑤送迎	1日当たり3,300円を助成(本人負担は1日当たり1,500円)	159	地域包括支援センター
66	地域生活自立支援(配食サービス)事業					○			在宅の高齢者(おおむね65歳以上で単身または高齢者のみ世帯等)で調理が困難な者で配食サービスにより自立した生活を継続することができる者	栄養改善が必要な高齢者に対し、定期的な訪問をして食事を提供するとともに安否確認を行う。	配食1食当たり1,000円の内利用者負担300円を除く700円を助成	1,344	地域包括支援センター
67	外出支援サービス事業					○			町内の介護事業所であって介護輸送(自家用有償運送許可車両)を実施している者(通院等乗降介助を実施している事業所)	深浦町に居住する要支援・要介護者や身体障害者が、一般の交通機関を利用して通院が困難な方に対して、移送車両により利用者と医療機関などの間を有償送迎し外出支援を行う	1事業所当たり160,000円を車両整備等の運営経費として補助している。	160	地域包括支援センター
68	生活管理指導短期宿泊(保険外ショートステイ)事業					○			介護保険要介護(要支援)相当の者が生活習慣の指導を受けるとともに体調調整を図る必要があるおおむね65歳以上の高齢者	社会適応が困難な高齢者に対し、短期間の宿泊により日常生活の支援を行い、要介護状態の進行を予防する。	1日当たり6,640円の利用料の内3,040円を助成(1か月当たり最長14日)	43	地域包括支援センター

NO	事業名	区分							対象者	支援内容 (対象経費)	支援額 補助率等	R8予算額	担当課等
		暮らし	移住定住	子育て	健康	産業振興	高齢者	その他					
69	高齢者等の生活支援(保険外生活援助サービス・訪問介護)事業							○	在宅の高齢者(おおむね65歳以上で単身または高齢者のみ世帯等)であって日常生活の援助が必要な者	自立した生活の継続と要介護状態等への進行等を防止するため、軽度な日常生活上の援助を行う。	1日当たり2,100円の助成 (本人負担は1時間当たり900円)	51	地域包括支援センター
70	徘徊高齢者家族支援サービス事業							○	町内に住所を有する在宅の高齢者で65歳以上の高齢者(40歳以上65歳未満で介護保険法の規定による特定疾病に該当するものも含む)で、認知症による徘徊のため、利用が必要と認められる者	受信装置による位置検索システムを活用し、在宅の認知症の方で徘徊している高齢者の安全確保と家族が安心して介護できるようにする。経費については、位置検索システムの初期登録料及び6か月までの基本使用料を助成	一人当たりの上限額 30,000円	60	地域包括支援センター
71	その他生活支援サービス事業							○	介護保険認定区分における要支援1・2及び総合事業対象者	栄養改善を目的とした配食と安否確認を組み合わせ生活支援を図る	1食当たり700円を助成	3,360	地域包括支援センター
72	家族介護者交流事業							○	深浦町に住所を有する要介護状態にある者を在宅で介護する深浦町に住所を有する家族	要介護状態にある高齢者を介護する家族を対象に、一時的に介護から開放させ、心身の疲労を癒すとともに、介護する者動詞の交流を図ることにより、介護者の心身のリフレッシュを図る	交流会の費用として1人当たり年額25,000円。	299	地域包括支援センター
73	成年後見制度利用支援事業	○						○	成年後見が必要であるものの、身寄りがない等の理由で親族申立てが困難な者	成年後見が必要であるものの、身寄りがない等の理由で親族申立てが困難な者に対し、親族に代わり町長申立てを行うことで成年後見制度の利用ができるようにする。	成年後見等の申立て費用等の助成については、助成を受けなければ利用が困難な生活困窮者等について助成する。 成年後見人等への報酬助成については、家庭裁判所が決定した報酬額を基準とし、予算の範囲内で助成する	3,787	地域包括支援センター
74	福祉用具・住宅改修支援事業	○							居宅介護支援等を受けていない方で、福祉用具・住宅改修に関する相談・情報提供・連絡調整等の実施や助言、住宅改修費の支給申請書類の作成支援を必要とする者	福祉用具・住宅改修に関する相談・情報提供・連絡調整等の実施や助言、住宅改修費の支給申請書類の作成支援と経費の助成(居宅介護支援等を受けていない場合が対象)	住宅改修必要理由書の作成支援を行った事業所に対し1件につき3,000円	15	地域包括支援センター
75	パイプハウス施設設置事業補助金							○	施設野菜等高収益作物を取り入れた複合経営に意欲ある農業者等	パイプハウス設置費 1人当たりの補助対象面積は、原則として20アールまで	10アール当たり3,500千円又は事業費の3分の2以内のいずれか低い額	875	農林水産課
76	新規就農者育成総合対策経営開始資金交付事業							○	青年等就農計画等の承認を受けた者(49歳以下)	次世代を担う農業者の新規就農を支援	150万円/年を最長3年間	4,950	農林水産課
77	新規就農者経営確立資金交付事業							○	国支援金である新規就農者育成総合対策経営開始資金の交付が終了した者	経営開始資金の3年間の交付が終了した者を対象に、最長2年間、町単事業として経営確立に向けた支援金を支給	新規就農後 4年目100万円 5年目50万円	1,000	農林水産課
78	土壌分析診断補助金							○	農作物を作付けする耕作地の土壌分析を行った者	土壌分析機関で行った土壌分析診断費用	1検体あたり1,000円	100	農林水産課
79	収入保険加入促進助成金							○	農業経営収入保険に新規加入した農業経営体	農業経営収入保険に新規で加入する際の掛金の一部を助成	掛捨て保険料の20% 上限5万円	80	農林水産課
80	水稻病害虫航空防除助成金							○	深浦町航空防除組合	ラジコンヘリによる薬剤散布に対する補助	150円/10a	250	農林水産課

NO	事業名	区分							対象者	支援内容 (対象経費)	支援額 補助率等	R8予算額	担当課等
		暮らし	移住 定住	子育て	健康	産業 振興	高齢者	その他					
81	深浦町再造林推進事業補助金					○			青森県民有林野造林補助金交付要綱等の規定に基づき県補助事業として町内において実施する再造林及び再造林地の保育事業を行う者	青森県民有林野造林補助金交付要綱等の規定により定められた①再造林、及び②再造林地の保育に要する標準経費(森林経営計画の認定が条件)	①標準経費の100分の20以内 ②標準経費の100分の10以内	1,100	農林水産課
82	深浦町林業経営体育成事業補助金					○		町内に事業所を有する日本標準産産業分類に規定する林業を営む者。ただし、右の①②については、起業又は新規参入した日から起算して3年以内の者。	①雇用支援事業 林業従事者の常用雇用に係る経費 ②高性能林業機械等導入支援事業 高性能林業機械等を導入するための購入費、又は当該年度内に支払ったリース料 ③資格取得支援事業 従業員に資格を取得させるための経費	①雇用支援事業 年750千円/人、1事業者2名まで。 ②高性能林業機械等導入支援事業 購入の場合は補助率3/10、上限2,000千円以内。リースの場合は1年度内の補助率3/10、1リース契約の上限額2,000千円 ③資格取得支援事業 1回につき50千円/人	2,689	農林水産課	
83	新生児に対する木のおもちゃ贈呈事業			○		○		令和6年4月1日以降に生まれた者	深浦町産材を使用して町内又は町外の事業者が製作する木のおもちゃ	現物(木のおもちゃ)贈呈	165	農林水産課	
84	有害鳥獣捕獲報償金	○				○		狩猟免許を有する捕獲従事者	サル捕獲にかかる報償金	22,000円/頭 ※このほか、鳥獣被害防止対策協議会より8,000円/頭・成獣、1,000円/頭・幼獣	1,870	農林水産課	
85	深浦町緑化推進補助金(間接補助金)						○	深浦町緑化推進委員会	深浦町緑化推進委員会を通して町内各種団が実施する花壇整備等の緑化推進活動に補助	25,000円以内/1団体	300	農林水産課	
86	有害鳥獣捕獲従事者確保対策事業補助金	○				○		狩猟免許及び猟銃所持許可取得者	①狩猟免許取得費用 ②猟銃所持許可取得費用 ③猟銃等購入費 ④農器材購入費及び農製作のための器材購入費	①②はいずれも定額補助※申請は狩猟免許各種別1回限り ③対象経費の2/3(上限:猟銃は25万円、猟銃及び弾保管庫は5万円)※申請は1回限り ④対象経費の2/3(上限:1台あたりサル用3万円、クマ用10万円) ※申請は10台まで	1,418	農林水産課	
87	獣害対策電気柵購入費補助金(間接補助金)	○				○		深浦町鳥獣被害防止対策協議会	有害鳥獣による農作物等の被害を防止するため、電気柵の設置に要する経費に対する補助	補助対象経費の2分の1以内で上限は以下の通り 水田、畑 100,000円 施設園芸、果樹園、畜舎、精米所、特用林産物生産地 50,000円 自家消費作物栽培地 30,000円	1,000	農林水産課	
88	クマ対策放任果樹調査伐採事業(間接補助金)	○				○		深浦町鳥獣被害防止対策協議会	人の生活圏へのクマの出没を防止するため、住民・自治会等からの申請に基づき、誘引物となる放任果樹を調査・伐採する。(伐採費用については協議会から伐採事業者へ支払)	協議会の予算の範囲内で実施。(町補助500, 国補助500千円)	500	農林水産課	
89	増養殖事業化チャレンジ事業補助金					○		深浦町管内漁業協同組合に所属する組合員等	独自に養殖試験研究を志す漁業者等が、本格的な事業化にステップアップする前のホップ期及びブステップ期における試験費用等について支援。	①ホップ期 対象経費の1/2以内(上限50万円) ②ステップ期 対象経費の1/2以内(上限100万円)	2,000	農林水産課	
90	事業活動応援資金保証料補給金交付事業					○		町内に住所又は主な事業所を有する中小企業者(1年以上営業)	融資に係る保証料	信用保証料を町が全額補助	1,000	観光課	
91	深浦町「青森新時代」への架け橋資金保証料補助金					○		町内に住所又は主な事業所を有する中小企業者(創業5年未満)	融資に係る保証料	県による保証料の30%補給後の全額を補助	No.90と同じ予算範囲	観光課	

(単位:千円)

NO	事業名	区 分							対象者	支援内容 (対象経費)	支援額 補助率等	R8予算額	担当課等
		暮らし	移住 定住	子育て	健康	産業 振興	高齢者	その他					
92	深浦町創業支援事業費補助金		○			○			町に店舗または事業所を設置しようとする者。または現在の事業を継続しつつ、新分野の事業を開始する者。	事業認定日から12か月経過するまでの経費	上限1,500千円 補助率 3/4		観光課
93	深浦町小規模事業者持続化補助金					○			町内に住所を有し、国の小規模事業者補助金の確定通知を受けた事業者	国の小規模事業者補助金の額を除いた自己負担分の経費	100千円 補助率 2/3	200	観光課
94	深浦町販路拡大支援助成金					○			町内の住所を有し、大規模展示会への参加希望する事業者	商談会に係る出展費用	上限350千円 対象経費の70%	700	観光課
95	深浦町特産品開発支援補助金					○			町内に住所を有し、特産品の開発及び販売を継続して行うことができる事業者	特産品の開発、改良に係る費用	300千円 対象経費の1/2	300	観光課
96	深浦町十二湖ガイド資格等取得補助金					○			十二湖等でガイド活動を行う(目指す)者	森林セラピーガイド資格取得に係る経費 日本山岳ガイド協会ガイド資格取得にかかる経費	対象経費の2/3 上限150千円	400	観光課
97	住環境リフォーム推進事業	○	○						町内に住所を有する住宅の所有者及び居住者	【リフォーム工事】 【下水道接続工事】	工事費の10% 上限200千円 工事費の額 上限300千円	8,000	建設水道課
98	木造住宅耐震診断支援事業	○					○		平成12年5月31日以前に建築された町内に存する木造戸建て住宅の所有者等	木造住宅の耐震診断に係る費用	172千円/戸	344	建設水道課
99	木造住宅耐震改修支援事業	○					○		平成12年5月31日以前に建築された町内に存する木造戸建て住宅で耐震診断の結果が基準値を下回る住宅の所有者等	木造住宅の耐震改修に係る費用	改修等工事費の23% 上限1,172千円	2,344	建設水道課
100	合併処理浄化槽設置整備事業費補助金交付事業	○	○						合併処理浄化槽を設置する者	合併処理浄化槽設置経費	5人槽 390千円 7人槽 474千円 10人槽 660千円	8,197	建設水道課
101	農地・農業用施設等自力災害復旧事業補助金					○			農業者及び農業者の組織する団体等	異常な天然現象により被災を受けた農地及び農業用施設等を、自ら復旧事業を行う際の経費	対象経費の90%以内 (補助金額上限36万円)	500	建設水道課
102	高等教育修学支援資金貸与			○					町に引き続き6月以上居住している者の子	高等教育に励み、より高度な教育技術の練成に勉める者を支援	【貸与】 月額4万円以内	基金運用	教育課
103	就学援助費支給事業			○					経済的理由によって、就学困難と認められる児童及び生徒の保護者	支給対象費用として新入学準備金、新入学用品費、学用品費、通学用品費、修学旅行費、学校給食費	小学校の支給対象費用ごと支給限度額 中学校の支給対象費用ごと支給限度額	1,777 1,739	教育課
104	高等学校等通学支援金交付事業			○					町内に住所を有し、かつ、高等学校等に在学している満20歳以下の高校生等	通学費及びその他就学に伴う経費	年額30千円	2,880	教育課
105	小・中学校体育奨励費及びスポーツ振興費補助金交付事業						○		大会派遣するスポーツ団体等	【小・中学校体育奨励費】 学校行事大会派遣等 【スポーツ振興費】 町内スポーツ団体県外大会等	対象経費の50%~100% 対象経費の50%~70%	800 400	教育課
計(重複あり)		28	13	34	35	25	14	12				201,375	